

平成16年2月19日

「(仮称)川崎駅西口堀川町地区開発事業」に係る条例公聴会の開催について(お知らせ)

「(仮称)川崎駅西口堀川町地区開発事業」に係る条例公聴会を川崎市環境影響評価に関する条例(平成11年川崎市条例第48号)第23条第2項の規定に基づき、次のとおり開催します。

1 開催日時

平成16年3月13日(土) 午前10時から(開場 午前9時30分)

2 開催場所

川崎市立幸町小学校体育館
川崎市幸区中幸町2丁目17番地

3 指定開発行為の名称

(仮称)川崎駅西口堀川町地区開発事業

4 意見を聴こうとする事項

緑(緑の質及び緑の量等)、日照障害、電波障害、風害、コミュニティ施設、地域交通(交通混雑及び交通安全)に係る予測評価について

5 公述の申出に関する事項

(1) 条例公聴会に出席して意見を述べようとする方は、川崎市環境局環境評価室(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地)あて公述の申出をしてください。

公述の申出ができるのは、条例準備書関係住民(条例準備書に示す関係地域の範囲に在住・在勤の方)です。

(2) 公述の申し出をしようとする方は、氏名、住所(関係地域の在勤の方は、勤務先の名称及び所在地)、指定開発行為の名称、意見の要旨を記載した書類によりその旨を申し出てください。

意見の要旨には、前記4の「意見を聴こうとする事項」について、個別的、具体的意見を要領よく簡潔に記述してください。

なお、「公述の申出書」については、川崎区役所、幸区役所及び本庁(環境局環境評価室)に用意してありますので、御利用ください。

(3) 公述申出の期限は、平成16年2月28日(土)です。

公述申出のあて先は、川崎市環境局環境評価室(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地)です。(郵送の場合、2月28日消印有効です。)

6 条例公聴会の運営に関する事項

- (1) 公述人に選定された方は、条例公聴会に出席し、公述をしていただきます。
なお、公聴会の運営を円滑に行うため、追って公述の方法及び公述時間を通知します。
- (2) 公述人（条例公聴会において意見を述べる方）は、公述の申出のあった方から公平かつ適正に選定し、その結果を本人あて通知します。
- (3) 傍聴を希望する方は、平成16年2月28日（土）までに官製往復はがきに指定開発行為の名称、住所、氏名及び電話番号を記入（返信先を明記）のうえ、川崎市環境局環境評価室（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地）あて申し込んでください。（郵送の場合、2月28日消印有効です。）
- (4) 傍聴人の数は、100人です。
申込人が100人を超えた場合は、抽選により傍聴人を決定し、その結果を通知します。
- (5) 傍聴人には傍聴券を交付します。
なお、傍聴券のない方は入場できません。

問い合わせ先 川崎市環境局環境評価室
電話044-200-2156